

[雇入れ時教育 カリキュラム]

<対象者>
新規採用者

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条により、事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行う。

◎雇入れ時の教育内容（労働安全衛生規則第35条）

- 1 機械等・原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2 安全装置・有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

<教育のねらい及び受講時間>

確実な安全作業継続のために専用テキストを用い、職場に共通する基礎的な事項についての知識習得。安全第一の実践。